



悪法国会

こうすれば「戦争法案」は止められる!

憲法学者の「違憲」発言の中、本誌6月5日号で報じた違憲論点の核心である「昭和47年政府見解の読み替え」の追及がさつそく国会で始まりました。これに対し、窮地の安倍政権は「国民をあざむく暴論」を必死に振りかざしています。それが、「集団的自衛権行使を最高裁判決が認めている」という「砂川判決論法」です。

47年見解と砂川判決のズレ

砂川判決論法は、高村正彦自民党副総裁による7・1閣議決定以前からの主張でしたが、平和安全特別委員会に入ってから初めて、安倍内閣もその論法を答弁し始めました。これは私が参院で「47年見解の読み替え」を追及した結果、平安特委での論戦を乗り切るために持ち出したと、ある政府関係者から確認しています。そのポイントは、以下のとおりです。

・集団的自衛権行使を容認する47年見解にある「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」という論理は、砂川判決（昭和34年12月16日）の「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置」という論理と同

一の「基本的な論理」である。・自国防衛を目的とする「限定的な集団的自衛権行使」は、これらの「自衛の（ための）措置」と適合する。つまり、47年見解だけでなく、砂川判決も「限定的な集団的自衛権行使」を容認している。

・最高裁判決が容認しているのだから7・1閣議決定と安保法制は違憲ではない。

47年見解だけでなく、最高裁判決を蹂躪し読み替えてまで解釈改憲を強行するという、まさに「毒を食らわば皿まで」の主張ですが、これを論破するには以下のAとBの二点を立証すればいいのです。A 47年見解と砂川判決の「基本的な論理」のズレ B そもそも砂川判決から集団的

憲法学者から「違憲」と断定されたことで大荒れとなっている安保国会。政府は「違憲ではない」根拠に砂川判決（1959年）をまたぞろ持ち出した。しかしその主張は欺瞞に満ちている。国会で安倍晋三首相、中谷元防衛大臣を厳しく追及している小西洋之・参議院議員がまやかしのインチキ論法を撃破する。

砂川判決に集団的自衛権行使は影も形もない

政府のゴマカシ論法と砂川判決論理との関係

「昭和47年政府見解」を勝手に三つに分け「基本的な論理」を捏造した

基本的な論理① 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうい解されない。

基本的な論理② しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根拠からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

帰結（あてはめ） そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

「同盟国に対する外国の武力攻撃」と限定的な集団的自衛権行使を解禁

基本的な論理①のみと対応する

砂川判決 そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特徴である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては……、さらに同条二項においては……と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかに、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして願ひ、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとらうことは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。

自衛権行使を読み取ることは論理として不可能

最初の立証は簡単です。たしかに「自国の平和と自衛の（ための）措置」はうり二つですから、47年見解は砂川判決から引用していることは事実でしょう。しかし、その両者を比較してみると、安倍内閣が「47年見解の読み替え」により「限定的な集団的自衛権行使」を解禁した法理としているのは47年見解の「基本的な論理②」の部分ですが、砂川判決の「自衛のための措置」と対応する47年見解の「自衛の措置」という法理は「基本的な論理①」の部分までなのです。要するに、安倍首相や高村副総裁は「同一の『基本的な論理』だ」と主張しているのですが、それは二つの論理①、②をこちゃまぜにした、国民を愚弄したデータラメ論法なのです。

中谷大臣は私の追及に、砂川判決の論理が該当するのは「基本的な論理①」までであると認め（6月9日の外交防衛委）、私は「国民を欺く論法は二度と行なわないこと」を厳しく指摘しました。

「砂川判決論法」の崩壊

次は、砂川判決の「自衛のための措置」が集団的自衛権行使を許容するものではないことの立証です。そもそも砂川判決は、旧安倍



小西洋之 民主党参議院議員が一蹴

条約に基づく刑事特別法の合憲性が争われた事案であり集団的自衛権は争点にすらなっていない。

歴代政府は「自衛のための措置」は個別的自衛権の根拠として得るという見解にとどまってきました。

第一に、判決文の論理的な読み方から無理があります。判決文は、「無防備、無抵抗ではない」から説き起こして「日本国民の平和的生存権」を根拠に「自衛のための措置」を導いていますが、無防備・無抵抗からいきなり他国防衛の実質を有する集団的自衛権行使を認めるのは日本語として論理的に不可能です。

さらに判決文は、憲法9条は前文の「平和主義を具体化した規定」として扱っています。「他国民の平和的生存権」などの平和主義の法理はすべて、集団的自衛権と真つ向から矛盾します。にもかかわらず安倍首相も高村副総裁もこれにまいった

ここにし ひろゆき・1972年生まれ。民主党政調副会長、参院憲法審査会幹事。2010年、総務省を退官し、千葉県選挙区で当選。復興特区法、障害者総合支援法、いじめ防止対策法など数々の立法を行なう。

く言及がありません。7・1閣議決定に至る過程でも、この平和主義の法理は何の検討もなされず切り捨てられているのです。

第二に、判決以前にも歴代政府は一貫して集団的自衛権行使を違憲としてきました。昭和29年（1954年）に可決された「自衛隊の海外派兵を許さない」旨の参院本会議決議の趣旨説明でも、「憲法9条の自衛とは国土の侵略に対する正当防衛行為である」としているのです。政府も国会も違憲としているのに、最高裁が、訴訟の争点にすらなっていない判決で、かつ何の具体的な論拠も明示せずに合憲とするわけがありません。

第三に、判決間もない昭和35年4月28日の国会答弁から、7・1閣議決定前の安倍首相、外務大臣（当時）高村副総裁（平成11年3月8日子算委員会等）までも「集団的自衛権行使は違憲」としてきたのです。もし、砂川判決が集団的自衛権行使を許容していたのであれば、安倍首相らは最高裁判決違反の答弁、つまり憲法違反の答弁をしていたことになりませう。

第四に、田中耕太郎最高裁判事の補足意見にある有名な言葉「自衛はすなわち『他衛』、他衛はすなわち『自衛』」ですが、これはいみじくもその前段で「一国の自衛は国際社会における道義的義務

でもある」と述べているように、道義を述べた政策論の類いであつて法理論ではありません。

一方、これに対して憲法上可能である自衛権として個別的自衛権のみを認めていると解される石坂修一判事の、れっきとした法理論を示した補足意見があります。つまり、補足意見でこのように主張する判事が、もし判決本文に法理として集団的自衛権行使が含まれていたならば、これに賛同するわけがないのです。

統治行為論は使えない

安倍首相と高村副総裁は、「高度の政治性を有するものについては、一見極めて明白に違憲無効でない限り、内閣及び国会の判断に従う」という砂川判決の統治行為論の法理を引用し、解釈変更は最高裁から委ねられた裁量の範囲内という主張を行なっています。しかし47年見解の読み替えの暴挙が「一見極めて明白に違憲」であることは明々白々であり、最高裁が解釈改憲を合憲とすることは、司法権が法の支配と日本語を崩壊させる暴挙を侵すことになりませう。

安倍内閣は墓穴を掘りました。砂川判決は47年見解同様「集団的自衛権はいかに読んでも読み切れない」。倒閣あるのみです。（談）

※出版社の許可を得て掲載をしています。

裁判官田中耕太郎補足意見

示したのは、けだし止むを得ない次第である。私は本判決理由をわが憲法の国際協調主義の観点から若干補足する意味において、以下自分の見解を述べることにする。

およそ国家がその存立のために自衛権をもっていることは、一般に承認されているところである。自衛は国家の最も本源的な任務と機能の一つである。しからば自衛の目的を効果的に達成するために、如何なる方策を講ずべきであろうか。その方策として国家は自国の防衛力の充実を期する以外に、例えば国際連合のような国際的組織体による安全保障、さらに友好諸国との安全保障のための条約の締結等が考え得られる。そして防衛力の規模および充実の程度やいかなる方策を選ぶべきかの判断は、これ一つにその時々の世界情勢その他の事情を考慮に入れた、政府の裁量にかかるとして純然たる政治的性質の問題である。法的に認め得ることは、国家が国民に対する義務として自衛のために何等かの必要適切な措置を講じ得、かつ講じなければならぬという大原則だけである。

さらに一国の自衛は国際社会における道義的義務でもある。今や諸国民の間の相互連帯の関係は、一国民の危急存亡が必然的に他の諸国民のそれに直接に影響を及ぼす程度に拡大深化されている。従つて一国の自衛も個別的にすなわちその国のみの立場から考察すべきでない。一国が侵略に対して自国を守ることは、同時に他国を守ることになり、他国の防衛に協力することは自国を守る所以でもある。換言すれば、今日はもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛はすなわち「他衛」、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従つて自国の防衛にしる、他国の防衛への協力にしる、各国はこれについて義務を負担しているものと認められるのである。

およそ国内的問題として、各人が急迫不正の侵害に対し自他の権利を防衛することは、いわゆる「権利のための戦い」であり正義の要請と認められる。これは法秩序全体を守ることを意味する。このことは国際関係においても同様である。防衛

の義務はとくに条約をまつて生ずるものではなく、また履行を強制し得る性質のものでない。しかしこれは諸国民の間に存在する相互依存、連帯関係の基礎である自然的、世界的な道徳秩序すなわち国際協同体の理念から生ずるものである。このことは憲法前文の国際協調主義の精神からも認め得られる。そして政府がこの精神に副うような措置を講ずることも、政府がその責任を以てする政治的な裁量行為の範囲に属するのである。

本件において問題となつている日米両国間の安全保障条約も、かような立場からしてのみ理解できる。本条約の趣旨は憲法九条の平和主義的精神と相容れないものということとはできない。同条の精神は要するに侵略戦争の禁止に存する。それは外部からの侵略の事実によつて、わが国の意思とは無関係に当然戦争状態が生じた場合に、止むを得ず防衛の途に出ることおよびそれに備えるために必要有効な方途を講じておくことを禁止したものではない。

いわゆる正当原因による戦争、一国の死活にかかわる、その生命権をおびやかされる場合の正当防衛の性質を有する戦争の合法性は、古来一般的に承認されているところである。そして日米安全保障条約の締結の意図が、「力の空白状態」によつてわが国に対する侵略を誘発しないようにするための日本の防衛の必要および、世界全体の平和と不可分である極東の平和と安全の維持の必要に出たものである以上、この条約の結果としてアメリカ合衆国軍隊が国内に駐留しても、同条の規定に反するものとはいえない。従つてその「駐留」が同条二項の戦力の「保持」の概念にふくまれるかどうかは一我々はふくまれないと解する一むしろ本質に関係のない事柄に属するのである。もし原判決の論理を是認するならば、アメリカ合衆国軍隊がわが国内に駐留しないで国外に待機している場合でも、戦力の「保持」となり、これを認めるような条約を同様に違憲であるといわざるを得なくなるであろう。

我々は、その解釈について争いが存する憲法九条二項をふくめて、同条全体を、

26
する権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、合衆国軍隊の駐留を希望することによつて締結されたものと認むることができる（前文三、四項）、その後日米両国は駐留軍隊の軍事行動は、すべて国際連合憲章に反しない範囲においてなさるべきものである趣旨を確認している（昭和三二年六月二一日発表の内閣総理大臣と大統領の共同声明及び昭和三二年九月一七日付日米安全保障条約と国際連合憲章との関係に関する外務大臣とアメリカ大使間の日米交換公文）すなわち、安保条約に基く合衆国軍隊の軍事行動は、国際連合の機関の決定又は勧告に基く場合と国際連合憲章五一条の「個別的又は集団的自衛の固有の権利」の行使として認められる場合に限り許されるものと解すべきであつて、換言すれば安保条約は、国際連合憲章乃至平和条約を逸脱するものでなく、却つてこれらの基本的条約に定められた枠の中で軍事行動をとり得るという制約を受けているものと解するを相当とする。されば安保条約乃至合衆国軍隊の駐留は国際連合憲章に抵触するものでなく又憲法九八条二項に違反するものとも認められない。

裁判官石坂修一の補足意見は次の通りである。

わたくしは、多数意見に賛同するものであるけれども、次の通り補足意見を述べる。

一、自衛権と日米間の本件安全保障条約との関連についての多数意見の説明は、わたくしには十分理解し難い点があるので、若干の見解を附加する。

わが国が平和と安全と生存とを維持し、専制と隷従と偏狭とを除去し、国際社会において名譽ある地位を占めるため、急迫不正の侵害に対し、これを排除するため自ら衛る権利を有することについては、異論があるとは考へ得られない。正義と秩序とを基調とする国際平和を希求しない国家或は集団に、屈服すべしとする者はないであらう。自衛権は、急迫不正の侵害に対し已むを得ざる場合、わが国自らこれを行使し得ること当然であつて、若しその行使が禁止せられて居るとするならば、

自衛権を以つて無内容となし、単なる画餅とするに外ならぬ。わが国自ら自衛権を行使し得るものとする以上は、これに即応する有効適切なる手段をも持ち得るものとすべき結論に帰着する。

憲法九条は、国権の発動なる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を国際紛争解決の手段としては、永久に放棄し、右の目的を達成するため、戦力を保持しないことをこそ規定すれ、わが国が自ら右の如き自衛権行使の手段即ち防衛手段を保有することを、全面的に禁止して居るものとは、到底解し得られない。

蓋し、国際紛争解決の手段としての、国権の発動なる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、勝敗により事を決する意図の下に、いづれもこれにより相手方を制圧、屈服せしめ、以つて国家の一方的利益に国際紛争を終局に導くことを目的とするものであり、憲法九条はかかる目的のために戦力の保持せられることを禁止したものと解すべきである。これ等は、既に述べたるが如き自衛権の行使及びそのための防衛手段とは、全く法的意義を異にし、彼此の間は、峻別せらるべきものであつて、混淆を許されぬ。

往々、右防衛手段について、原始的或は粗笨なる武器に類するものゝ名を挙げ、かかる器具のみは、機に臨み変に応じ国民それぞれの工夫において、その使用を許さるゝが如く論ずる者もないではないけれども、時態にかんがみれば、かくの如き方法は、国家のための防衛手段中に算へる値があるとは考へ得られない。されば、自衛権行使のため有効適切なる手段を、国家が予め組織整備することも亦、法的に可能であるとせざるを得ない。

而して、前記の如き侵害は、時と場合とによつて、その様相千差万別であり、予め容易にこれを想定し難かるべく、従つて、これに即応する有効適切なる防衛手段の形態をも亦、予め容易に想定し難いであらう。思ふに、右の如き侵害に対する有効適切なる防衛手段を、国家が現実持つべきか持たざるべきか、持つとすればそ